

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月20日現在

機関番号：32683

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2008～2011

課題番号：20730042

研究課題名（和文） 食品・農産物の品質確保と公的介入に関する比較法的研究

研究課題名（英文） Comparative Study on Food Quality Policy and Public Intervention

研究代表者

蛭原 健介 (EBIHARA KENSUKE)

明治学院大学・法学部・准教授

研究者番号：00328973

研究成果の概要（和文）：ワインを中心とする食品・農産物の品質確保に関するフランスなど欧米諸国の国内法およびEU法を調査・分析するとともに、日本においては保護すべき原産地が存在するにもかかわらず、EUなどに比べると十分な保護がなされていない状況にあるため、産品の原産地（地理的表示）を保護しうる効果的な制度の導入が必要であることを明らかにし、その具体案を検討し、提示した。

研究成果の概要（英文）：In this study, we analyse legislations concerning food quality in EU law and it's member states' law. Legal protection of the origin of food is undeveloped in Japan compared that in EU, we argue that it is important to introduce a new legal measure to Japan to effectively protect the origin of food.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：ワイン、農産物、地理的表示、EU、消費者保護、品質確保

1. 研究開始当初の背景

近年、世界的に、食品の安全に対する関心が高まっているが、日本では、食品安全以外の食品の品質に関する措置は、かならずしも重視されていなかった。これに対して、フランスをはじめとするEU加盟国では、安全を含む食品の一般的品質のみならず、伝統や文

化に由来する特別な品質、環境保全への配慮などからなる社会的品質が食品安全の確保と一体的に追求され、何らかの制度が導入されてきた（その代表例が、フランスにおけるワイン等の原産地呼称制度）。

日本においても、食品・農産物の生産地の表示に対する消費者の関心は決して低くない。2005年の商標法改正による地域団体商

標制度の創設は、特産品の地域ブランド化や生産地表示の明確化に貢献するものと期待されたものの、食品の品質を確保するための制度として十分に機能しているとは言い難い状況にあった。実際、地域団体商標制度は、品質確保のために明確な生産条件を課すものではなく、EUやWTOの地理的表示制度に対応したものともなっていない。とりわけワインについては、日本国内各地で生産が行われているにもかかわらず、国税庁長官が指定したワインの地理的表示が存在しないという異常な状態がつづいており、日本ワインがEU域内では産地名を名乗ることができないなどの著しい不都合が生じていた。

もっとも、研究開始当初においては、国際的観点からかかる制度の比較検討を急いで行う必要性は、かならずしも高くはなかった。しかし、山梨県のワイン生産者がEU加盟国に本格的にワインの輸出を進めていくにあたり、製品の品質と結びついた地理的表示の保護制度の重要性があらためて明らかとなり、また、EU側からも、経済連携協定の締結交渉にあたって、食品・農産物まで含んだ製品の地理的表示保護制度の確立を求める要請が出されるようになり、研究を迅速に進めることが急務の課題となったのである。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、安全確保の前提となる食品・農産物の品質確保のための立法・行政等による公的介入のあり方、そしてEU加盟国をはじめ世界各国における食品の品質確保に関する諸制度の特徴や課題を明らかにすることにある。

(2) また、諸外国における立法・制度の比較研究をふまえ、いかなる制度が日本において導入可能であるかを検討し、具体案の検討、提示をめざすことも本研究のねらいである。

3. 研究の方法

(1) フランスやイタリアなど主要なEU加盟国における調査や資料収集、諸外国の公的機関(OIV、INAO、シャンパーニュ委員会等)や研究機関(フランス国立農業研究所、フランス・ブドウ・ワイン研究所等)の研究協力者の協力を得ながら、諸外国が、いかなる制度を通じて食品・農産物の品質確保

を試みているかを明らかにし、その運用の実態についても検討を行う。具体的には、EUの地理的表示規則およびワイン共通市場制度規則を分析するとともに、EU法の下で、各加盟国がどのような運用を行っているかを調査し、現状と課題を明らかにする。

(2) 日本国内の生産者や自治体(山梨県、長野県、甲州市など)とも連携しながら、比較法をふまえて、日本の食文化や伝統にも適合する制度の具体的提案を試みる。また、自治体レベルの取り組みにはおのずから限界があり、不十分であるとの認識にもとづき、将来的には、全国レベルの制度および立法までも視野に入れることとする。

4. 研究成果

(1) 4年間の研究を通して、食品・農産物のうち、主としてEUのワイン部門の諸制度の分析に重点が置かれた。とりわけ、2008年に始まったEUにおけるワイン共通市場制度改革は、近年の世界市場の激変に対応すべく進められたものであったが、ワインの品質確保にかかわる従来の制度を全面的に改めるなど、根本的な改革を意図したものであった。「理事会規則479/2008号におけるEU産ワインの表示に関する規制—原産地呼称・地理的表示の保護を中心として」(明治学院大学法学研究86号)、「EUワイン改革の背景—共通市場制度に関する理事会規則の提案理由」および「欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について—欧州委員会規則607/2009の概要とその意義」(明治学院大学法学研究88号)では、この問題を中心的に取り上げ、考察した。その結果、一連の改革により、ワイン部門においても、一般の食品・農産物の地理的表示保護制度との整合性がとられるようになった一方で、消費者にわかりやすい制度とはいえないのではないかと、かえって複雑になったのではないかと等々の批判も少なくないことが指摘された。なお、とくにラベル表示規制については、欧州司法裁判所の判例を手がかりに検討を行った「ワインのラベル表示に関する欧州司法裁判所2008年3月13日先決裁定」(明治学院大学法科大学院ローレビュー9号)があり、EU規則における任意記載事項の表示規制がどのように適用されているかを具体的に明らかにするとともに、かかる規制が貿易

において引き起こしうる問題についても言及した。

研究成果の多くは、本学法学部の学術雑誌に公表したが、より広く、実務家や一般の読者をも想定して、一連の研究にもとづき、より平易な解説を行った図書も刊行した。2009年9月に三省堂書店より出版された『フランスAOCワイン事典』では、「フランスワインの原産地呼称制度」を分担執筆し、フランスのワイン法の歴史、原産地呼称制度の概要とINAO（原産地・品質管理全国機関）の任務、2008年改革以降のフランス法の動きなどについて論じた。また、2009年12月には、本研究の研究協力者でもある山本博氏（弁護士）、高橋梯二氏（元農林水産省、元FAO日本事務所長）と共著で『世界のワイン法』を日本評論社から出版し、ワイン業界関係者や官公庁からも高く評価された。同書では、とくに、EUのワイン共通市場制度の歴史、2008年改革の背景、その概要を解説するとともに、実際に、EU加盟国であるイタリア、スペイン、ドイツおよびオーストリアの国内法において、どのような具体的制度が導入されているかを明らかにした。このほか、2012年1月に法律文化社より出版された『EUとフランス—統合欧州のなかで揺れる三色旗』では、「フランスにおけるワイン市場統制法とEU共通市場制度—2008年改革は欧州のワイン産業を救えるか?」と題する章を執筆し、具体的なデータにもとづいて改革の進捗状況の分析を行った。さらに、2010年11月に明石書店より出版された『現代フランスを知るための63章』（三浦信孝ほか編）では、「ワイン—伝統と品質」を執筆し、フランスのワイン産業をとりまく現状やワイン法の動向についてわかりやすく解説した。

(2) 他方で、ヨーロッパ諸国をはじめ諸外国の事例を参考にしながら、国内における品質確保制度の確立に向けて、地方自治体（山梨県産業支援課など）とともに、具体的な法的支援の可能性を探ってきた。また、ワイン法や地理的表示の保護制度を欠いている日本法の現状に鑑み、ワイン法制定や地理的表示保護制度の導入の必要性を繰り返し主張してきた。とくに日本法における問題点や課題については、国外の学会や国際会議などで積極的に情報発信に努めてきた。2008年6

月にイタリアで開催されたOIV（国際ブドウ・ワイン機構）世界大会では、日本のワインラベル表示規制の現状に関する発表「L'étiquetage des vins et spiritueux au Japon」を行ったほか、同年11月にフランスで開催された国際ワイン法学会（AIDV）世界大会では、EUワイン法の改革が第三国に与える影響についての発表「L'impact de la réformedans les échanges avec les pays-tiers」を行った。このほか、2009年にクロアチアで開催されたOIV世界大会では、地理的表示が日本のワイン消費に与える影響を分析した発表「L'impact des indications géographiques d'origine sur la consommation de vin au Japon」、2011年にポルトガルで開催されたOIV世界大会では、日本におけるワイン生産・消費の動向とワイン法の現状について考察を試みた研究成果「Evolution of consumption and production of wine and actual legislation in Japan」を発表した。2012年6月にフランスで開催される国際テロワール会議（International Congress of VitiviniculturalTerroirs）においても、山梨県のワイン産業をとりまく法的問題について発表「Legal protection of the vitivinicultural terroirs in Yamanashi prefecture」を予定している。

また、2011年4月に「日本ワイン法制定研究会・拡大公開会議」で行った講演をもとに執筆した「ワイン法の立法構想に関する若干の提言—日本のワイン産業・農業を支えるために必要な規定について」（明治学院大学法学研究91号）および「日本におけるワイン法制定に向けた検討課題—EUワイン法から何を学ぶか」（明治学院大学法律科学研究年報27号）では、EUおよび加盟国のワイン法や地理的表示保護制度を紹介しながら、日本においても、ワインの定義やラベル表示、地理的表示を盛り込んだワイン法の制定が不可欠であることを論じた。これらの論文は、EUが日本との経済連携協定の締結にあたり、地理的表示制度の法整備を要求しているなかで、具体的な提言を試みたものとして、きわめて示唆に富む研究であると評されている。

さらに、日本ワインの輸出にあたっては、様々な法的障壁が存在するため、関係自治体や生産者に対して、本研究の研究成果を積極

的に公開し、最新情報の提供に努めた。そのひとつが、「山梨県産ワインの輸出に関するEU法上の諸問題——ラベル表示規制の紹介を中心として」（明治学院大学法科大学院ローレビュー13号）であり、甲州種ワインのEU向け輸出を進めていた山梨県の事業者にきわめて有用な研究成果と評されている。なお、従来、EUにおいては、ブドウ品種「甲州」のラベル表示は認められていなかったが、本研究を通して解決方法が明らかになり、最終的にはラベル表示が可能になった点も高く評価されている。

（3）1970年代以降、世界のワイン市場は大きく変化しており、EUワイン法の改革もこの動きと密接に関連している。本研究では、ワイン法に大きな影響を与える市場の動向についても調査を試み、大村真樹子准教授（本学経済学部）とともに、「ワインに関する消費者意識の日仏比較」（明治学院大学法学研究 89号）、「欧州共同体におけるワイン産業の持続可能性と共通市場制度改革——消費動向および生産調整制度に関する分析」（明治学院大学法学研究 87号）等の研究成果を発表した。これらの業績は、研究者のみならず、ワイン業界関係者にも高く評価された。

一連の研究にもとづき、業界関係者に対する情報提供（山梨県ワイン酒造協同組合、洋酒輸入協会、日本輸入ワイン協会、日本醸造協会、サントリー等での講演）だけでなく、一般の消費者に対しても、積極的に情報提供を行ってきた。たとえば、ワイン雑誌『ワイナート』では、「事例から学ぶワイン法」の連載を行っており、「ボトルの形をめぐる事件」「ワインとアルコール」「産地名と紛らわしい品種表示」「EU輸出のためのワイン造り」「あまりにも広すぎる産地」「ブドウ栽培の自由とワイン市場」等のテーマを取り上げ、具体的な事例を用いながら、様々な角度からワイン法の解説を試みた。これらの連載は、将来的には単行本化され、出版される予定である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計24件）

- ① 蛭原健介「ワイン法の立法構想に関する若干の提言——日本のワイン産業・農業を支えるために必要な規定について」『明治学院大学法学研究』91号（2011年8月）133～155頁（査読なし）
- ② 蛭原健介「日本におけるワイン法制定に向けた検討課題——EUワイン法から何を学ぶか」『明治学院大学法律科学研究所年報』27号（2011年8月）87～97頁（査読なし）
- ③ 蛭原健介「山梨県産ワインの輸出に関するEU法上の諸問題——ラベル表示規制の紹介を中心として」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』13号（2010年12月）15～21頁（査読なし）
- ④ Kensuke EBIHARA, Makiko OMURA, Sachihiko HIRAKAWA et Ken HASEGAWA, « Le indicazioni geografiche di origine ed il consumo del vino in Giappone », OICCE TIMES, no 43, Estate 2010, pp. 19-23. （査読なし）
- ⑤ 蛭原健介「激変する世界のワイン市場とワイン法の課題」『法律時報』82巻3号（2010年3月号）86～87頁（査読なし）
- ⑥ 蛭原健介「欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について——欧州委員会規則607/2009の概要とその意義」『明治学院大学法学研究』88号（2010年1月）103～138頁（査読なし）
- ⑦ Kensuke EBIHARA, Makiko OMURA, Sachihiko HIRAKAWA et Ken HASEGAWA, « L'impact des indications géographiques d'origine sur la consommation de vin au Japon », Le Bulletin de l'OIV, vol. 82, no 944-945-946, 2009, pp. 571-580. （査読あり）
- ⑧ 蛭原健介・大村真樹子「欧州共同体におけるワイン産業の持続可能性と共通市場制度改革——消費動向および生産調整制度に関する分析」『明治学院大学法学研究』87号（2009年8月）23～62頁（査読なし）

- ⑨ 蛭原健介「理事会規則 479/2008 号における EU 産ワインの表示に関する規制—原産地呼称・地理的表示の保護を中心として」『明治学院大学法学研究』86 号 (2009 年 1 月) 27~55 頁 (査読なし)
- ⑩ Kensuke EBIHARA, «Que font-ils ailleurs ? : Évolution des règles sur l'étiquetage des vins au Japon», La Revue des Oenologues, no 131, 2009, pp. 62-63. (査読あり)
- ⑪ Kensuke EBIHARA, «L'impact de la réforme de l'OCM vitivinicole : l'exemple japonais», Rivista di diritto alimentare, numero 2008-4, pp. 17-20. (査読なし)
- ⑫ 蛭原健介「ワインのラベル表示に関する欧州司法裁判所 2008 年 3 月 13 日先決裁定—欧州共同体における任意的記載事項の表示規制と消費者保護」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』9 号 (2008 年 12 月) 25~35 頁 (査読なし)

[学会発表] (計 5 件)

- ① Teiji TAKAHASHI, Kensuke EBIHARA, et Sachihiko HIRAKAWA, «Evolution of consumption and production of wine and actual legislation in Japan», 34° Congrès Mondial de la Vigne et du Vin, Porto, Portugal, le 20 juin 2011
- ② Kensuke EBIHARA, Makiko OMURA, Sachihiko HIRAKAWA et Ken HASEGAWA, « L'impact des indications géographiques d'origine sur la consommation de vin au Japon », 32° Congrès Mondial de la Vigne et du Vin, THE WESTIN ZAGREB, Zagreb, Croatie, le 30 juin 2009
- ③ Kensuke EBIHARA, « L'impact de la réforme dans les échanges avec les pays-tiers », Conférence internationale de l'Association International des Juristes du Droit de la Vigne et du Vin, Cognac, France, le 9 novembre 2008
- ④ Kensuke EBIHARA et Sachihiko HIRAKAWA, « L'étiquetage des vins et spiritueux au Japon », 31° Congrès Mondial de la Vigne et du Vin, VERONAFIERE, Vérone, Italie, le 17

juin 2008

[図書] (計 4 件)

- ① 安江則子、法律文化社、EU とフランス—統合欧州のなかで揺れる三色旗、2012 年、125-146 頁
- ② 山本博、高橋梯二、蛭原健介、日本評論社、世界のワイン法、2009 年、23-58 頁、129-167 頁
- ③ 小阪田嘉昭、三省堂、フランス AOC ワイン事典、2009 年、416 頁

[その他]

ホームページ等

<http://www.meijigakuin.ac.jp/~ebi/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

蛭原 健介 (EBIHARA KENSUKE)

明治学院大学・法学部・准教授

研究者番号 : 00328973

(2) 研究分担者

該当なし

(3) 連携研究者

該当なし